

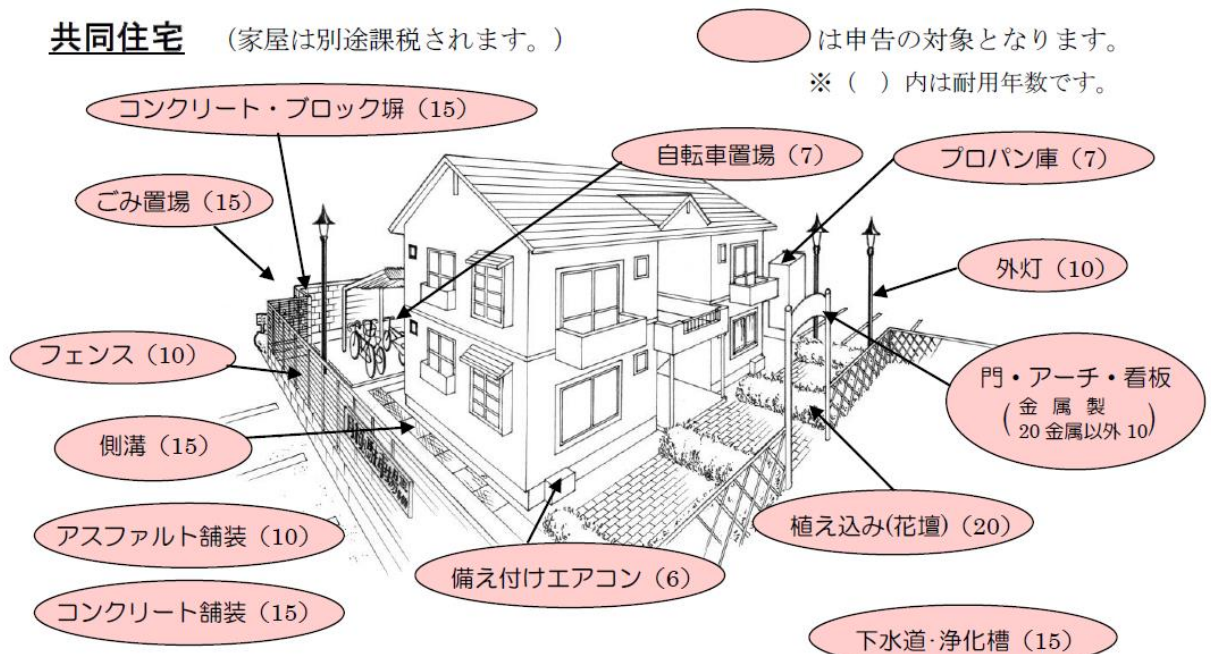
共同住宅(アパートなど)、不動産賃貸業を営んでいる方へ

固定資産税(償却資産)の申告が必要です

共同住宅(アパートなど)の不動産賃貸業を営んでいる方(賃貸用の資産をお持ちの方が)が所有する事業用資産は、土地及び家屋を除き、固定資産税(償却資産)の申告対象となります。

確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産が申告の対象となり、1月31日までに申告が必要です。

共同住宅の償却資産例



太陽光発電設備は、屋根と一体型の場合は申告対象外ですが、屋根の上に設置されている場合は申告対象となるためご注意ください。

耐用年数の例(参考)

資産の種類	資産の名称	耐用年数
構築物	舗装 アスファルト	10年
	コンクリート	15年
	自転車置場	7年
	ごみ置場	15年
	下水道・浄化槽	15年
	側溝	15年
	フェンス	10年
	門・アーチ・看板 金属製	20年
	金属製以外	10年
	コンクリート・ブロック塀	15年
機械装置	外灯	10年
	植え込み(花壇)	20年
	太陽光発電設備	17年
器具・備品	備え付けエアコン	6年

※上記の耐用年数は、標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。

※確定申告において、新築工事にかかった費用をひとまとめにして「アパート工事(建物)一式」等の名称で減価償却している場合には、これらの経費のうち、家屋(固定資産税)の課税対象となる建物本体部分を除き、申告対象となる資産を抜き出して申告していただくことになります。

なお、申告の際には、工事見積書等の内訳から、申告対象となる資産の名称・数量・取得年月・取得価格等を抜き出してください。

【問合せ先】

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目7番12号

斑鳩町役場 税務課 課税係

TEL:0745-74-1001(内線 153・154)

HP : <http://www.town.ikaruga.nara.jp>